

伏見区選挙管理委員会告示第 54 号

昭和 27 年 9 月 1 日付け伏見区選挙管理委員会告示第 7 号（公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区）の一部を次のとおり改めます。

平成 18 年 2 月 27 日

伏見区選挙管理委員会
委員長 松村 邦晴

第 15 投票区の項中「寝小屋町」を「北寝小屋町，南寝小屋町」に改める。

第 16 投票区の項中「下鳥羽柳長町，下鳥羽三町，下鳥羽円面田町」を「下鳥羽東柳長町，下鳥羽西柳長町，下鳥羽南柳長町，下鳥羽北三町，下鳥羽中三町，下鳥羽南三町，下鳥羽北円面田町，下鳥羽中円面田町，下鳥羽南円面田町」に改め，「，下鳥羽須釜町，下鳥羽松若町」を削る。

第 17 投票区の項中「久我石原町，久我本町，久我御旅町，」を削る。

第 18 投票区の項中「久我西出町の一部（洛西幹線排水路の東側及び名神高速道路の東側の区域）」を「久我西出町の一部（14 番地の区域）」に改める。

第 19 投票区の項中「羽束師菱川町」を「羽束師菱川町の一部（420 番地～441 番地，481 番地～512 番地，555 番地～609 番地，778 番地及び 783 番地～785 番地の区域を除く。）」に改め，「，久我西出町の一部（第 18 投票区の区域を除く。）」を削る。

第 26 投票区の項中「下鳥羽六反長町」の右に「，下鳥羽南六反長町」を加える。

第 49 投票区の項の次に次の 2 項を加える。

第 50 投票区	久我石原町，久我本町，久我御旅町
第 51 投票区	久我西出町の一部（14 番地の区域を除く。），羽束師菱川町の一部（420 番地～441 番地，481 番地～512 番地，555 番地～609 番地，778 番地及び 783 番地～785 番地の区域）

(伏見区選挙管理委員会事務局)